

# 県営住宅入居申込案内

## 1. 入居者資格

県営住宅に入居することができる方は、次の（１）～（５）までの条件を全て満たしている方に限りません。

- （１）同居する親族（内縁関係及び婚約者を含む。）がいること  
※申込時に婚約中の方は、入居の前日までに入籍しなければなりません。  
※夫婦の分割、不自然な世帯での入居はできません。  
※（６）のいずれかに該当する方は、単身での入居が可能です。戸籍謄本により現在婚姻関係がないことが確認できること。
- （２）現に住宅に困窮していること  
※原則として、持ち家〔共同所有含む〕のある方、既に公営住宅に入居されている方は申込できません。
- （３）入居者又はその同居者が県税又は県営住宅の家賃を滞納していないこと
- （４）暴力団員でないこと
- （５）法令で定める収入基準の範囲内であること（申し込み時点での世帯全員の所得で判定）

### 【入居収入基準月額】

収入基準（収入月額）	世帯区分
158,000 円 以下	一般世帯
214,000 円 以下	裁量階層世帯

収入基準上限額早見表（給与所得者が1人で同居者控除以外控除がない場合）

区分	同居者親族等（申込名義人は含めない）				
	0人	1人	2人	3人	4人
一般	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
	(247,333)	(292,666)	(332,999)	(372,666)	(412,333)
裁量	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,331,999	5,787,999
	(323,999)	(363,666)	(402,999)	(444,333)	(482,333)

※上段は給与所得者の年間総収入金額、下段のカッコ内は月額換算した額。

## <収入月額の計算方法>

### ア 計算式

$$\text{所得月額} = (\text{年間所得金額} - \text{控除額（『イ 控除額』参照）}) \div 12$$

※年間所得金額の算定は、所得税法と同様です。

※所得がある方が複数ある場合は、世帯全員のそれぞれの年間所得金額を合計した額で計算してください。

《前年1月2日以降に就職または事業を開始した場合》

#### ① 中途就職者

次の式により直近の勤続月数の総収入金額から推定年間収入金額を算出します。

$$\text{推定年間収入金額} = (\text{収入金額} - \text{支払済賞与}) \div \text{勤続月数} \times 12 + \text{支払済賞与}$$

#### ② 事業開始者

次の式により直近の継続して事業を営んだ月数の総収入金額から推定年間所得金額を算出します。

$$\text{推定年間所得金額} = (\text{総収入金額} - \text{必要経費}) \div \text{事業を営んだ月数} \times 12$$

※1カ月未満の収入および月数は計算から除外してください。

## イ 控除額

区 分	説明	控除額（該当者 1 人あたり）	
同居親族等控除	・同居者 ・同居はしていないが扶養している親族（同一生計配偶者又は扶養親族が対象）	38万円	
老人扶養控除	同一生計配偶者又は扶養親族で70歳以上の者	10万円	
特定扶養親族控除	扶養親族で16歳以上23歳未満の者	25万円	
（普通） 障害者控除	名義人、同居者又は別居扶養者のうち、以下の等級の障害者等である者 ・身体障害者手帳：3～6級 ・精神障害者保健福祉手帳：2～3級 ・療育手帳等：B（重度未満） ・戦傷病者手帳：第4項症～第6項症	27万円	
特別障害者控除	名義人、同居者又は別居扶養者のうち、以下の重度の障害等である者 ・身体障害者手帳：1～2級 ・精神障害者保健福祉手帳：1級 ・療育手帳等：A（重度以上） ・戦傷病者手帳：特別項症～第3項症	40万円	
ひとり親控除 該当者の所得金額からのみ 控除	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでなく、生計を一にする子のある方で、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいないこと ※合計所得金額が500万円以下に限る	35万円	所得金額から基礎控除振替額を控除した額が控除額未満である場合には、その額とする。
寡婦控除 該当者の所得金額からのみ 控除	夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない者、あるいは、夫の生死が明らかでない者のうち、子以外の扶養親族を有する者。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいないこと ※合計所得金額が500万円以下に限る	27万円	
基礎控除振替	入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	10万円	給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計が控除額未満である場合には、その額とする。

### （6）単身入居で次の条件を満たす方

- ア. 60歳以上の方
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている人で1～4級の方
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- エ. 療育手帳の交付を受けている方
- オ. 生活保護受給者である方
  - ※現に住宅に困窮していることが明らかな方
- カ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第6項症の方
- キ. 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方
- ク. 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である方
- ケ. ハンセン病療養所入所者である方
- コ. 一時保護もしくは保護命令から5年を経過していないDV被害者である方
  - ※著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その実情に照らし適切でないと認められる場合は申込みができません。

### （7）裁量階層世帯となる条件

- ア. 入居者が申込日現在60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（18歳以下の子）である場合
  - ※申込者が申込日現在60歳以上で、単身の場合を含みます。
- イ. 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（18歳以下の子）がいる場合
- ウ. 入居者又は同居者に身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1～4級の方がいる場合
- エ. 入居者又は同居者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が1～2級の方がいる場合
- オ. 入居者又は同居者に療育手帳の交付を受けている方がいる場合
- カ. 入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第6項症の方がいる場合
- キ. 入居者又は同居者に本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方がいる場合
- ク. 入居者又は同居者に厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である方がいる場合
- ケ. 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者である方がいる場合
- コ. 同居者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみであって、入居者又は同居者のいずれかが40歳未満の者である場合

申込者の**印鑑**を持参してきて下さい。

## 2. 県営住宅入居申込書類

申し込み時点の世帯の状況によって必要な書類があります。

### (1) 県営住宅入居申込書

- ※入居者の内容等を記入して下さい(住所・氏名(フリガナ)・生年月日等)
- ※記載漏れ、虚偽の事実、誤字脱字、省略した事項のないようにして下さい。
- ※希望団地、希望住戸タイプを記入して下さい。(希望住戸タイプは「規模及び構造」欄に記入して下さい。)
- ※裏面に住宅の困窮事由を記載して下さい。証明が必要となる場合があります。

### (2) 所得金額計算書

現在の収入源が前年の1月2日以降の場合は、勤務先より月別に収入金額を記載のうえ裏面に証明が必要となります。

- (1年以上の方は、申請月の前月から過去12ヶ月分、1年未満の方は、申請月の前月分まで)
- ※給与所得者は、賞与等は分けて記入、事業所得者は、収支明細書に必要経費を分けて記入して下さい。
- ※休職中、休職していた場合も必要になることもあります。

### (3) 添付書類

- 住民票** (市区町村発行、6ヶ月以内) **入居予定者・婚約者・別居扶養者全員分**  
※世帯全員分の住民票で世帯主名、続柄、本籍、筆頭者が記載されているもの。(個人番号、住民票コード未記載のもの。)  
※実家等で同居されている場合は、実家等に住民票をおいている方全員分必要です。  
※外国人の方は『在留カード』若しくは『特別永住者証明書』も必要です。
- 最新の**所得証明書(所得課税証明書)** (証明年度の1月1日時点に住んでいた市区町村発行、1月から**6月**の申込の場合は前々年の所得証明書、**6月**から12月の申込の場合は前年の所得証明書)  
**入居予定者・婚約者・別居扶養者で中学を卒業した人(高校生・無収入者含む)全員分**
- 直近の所得を証明する書類
  - 給与所得者** 直近の**源泉徴収票**
  - 事業所得者** 直近の所得税の**確定申告書(控)**
  - 年金受給者** 直近の公的年金の**源泉徴収票**など(年金受給額の分かるもの)
  - 中途退職・廃業者** (所得証明書の証明年度(年分)以降に退職・廃業した分全てが必要)  
**離職票**または**雇用保険受給資格者証**または**退職証明書**(証明日、住所、氏名、退職日、勤務先住所、勤務先の長の証明印)**廃業届**など
- 最新の**納税証明書**
- 戸籍謄本** (市区町村発行、6ヶ月以内) **ひとり親、寡婦、単身入居の方など**  
※現在婚姻関係がないこと、また死別・離別・非婚の確認をします。ひとり親で離別の場合は、子の親権など確認します。場合によっては、改製原戸籍謄本や除籍謄本を求めることもあります。
- (別居・新規)扶養を確認できる書類 **健康保険証等の写し**など  
**扶養していることが確認できない方** ※戸籍謄本等を求めることもあります。
- 婚約証明書** **婚約中に申込される方** (入居指定日の前日までに入籍が必要)
- 障害手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し** (氏名・障害の等級がわかるもの)など **障害者控除の対象の方**
- アパート・借家の賃貸借契約書** **賃貸契約されている方**
- 持ち家でないことが証明できる書類 **固定資産税課税台帳に登録されていない証明** (市区町村発行、6ヶ月以内) など **他人所有の持ち家に住んでいる方**
- 単身入居の入居者資格認定のための申立書** **単身入居の方だけ**  
※**介護保険被保険者証**や**障害福祉サービス受給者証**などお持ちの方は、その写しも提出して下さい。
- その他** その世帯状況により必要書類の提出を求める場合があります。

### 3. その他注意事項

- (1) 申込書を提出する場合は、申込者本人が持参してください。
- (2) 入居の際、敷金として家賃の3ヶ月分の納付、連帯保証人1名が必要となります。  
連帯保証人が確保できない場合は、機関保証制度をご活用ください。  
※連帯保証人は、県内居住者又は三親等以内の県外居住親族であり、独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有する者
- (3) 駐車区画は原則、1世帯につき1区画を有料で使用できます。  
ただし、駐車区画に納まるサイズの車両であって、概ね長さ490cm、幅180cm以下の車両であること。
- (4) 自治会活動（雪かき、草刈り等）に協力していただきます。また自治会費等が必要となります。
- (5) 共同住宅ですので周りの方に迷惑にならないようにしていただきます。（騒音、漏水、その他）
- (6) ペット等動物の飼育は禁じられています。
- (7) 家賃は、個々人の所得、団地の規模、利便性等に応じて計算され、毎年変わります。入居後、世帯の収入について毎年報告をしていただき、入居資格の確認及び制度趣旨に基づく家賃の決定をいたします。
- (8) 県営住宅に入居後は、必ず県営住宅に住民票を異動してください。
- (9) 退去時には、汚損・破損した部分の修繕費をご負担いただきます。

入居に関する受付時間 午前8時30分から午後5時15分までです。

(休日：土・日・祝)

### 4. <申込及び問い合わせ先>

豊産管理株式会社 県営住宅青森管理事務所

〒030-0862 青森県青森市古川一丁目21番11号

第一須藤ビル1階

電話：017-762-7818

FAX：017-762-7821

## 《県営住宅入居者募集の時期及び入居日》

原則として、以下の表の日程による一般公募により定期的に入居者を募集しております。

募集期間（土日祝祭日は除く）	公開抽選日	入居日
4月 1日から 4月10日	4月下旬	6月 1日
6月 1日から 6月10日	6月下旬	8月 1日
8月 1日から 8月10日	8月下旬	10月 1日
10月 1日から10月10日	10月下旬	12月 1日
12月 1日から12月10日	12月下旬	2月 1日
2月 1日から 2月10日	2月下旬	4月 1日

※募集する県営住宅の団地・タイプ・戸数等は、募集期間の前月末頃に決定します。

※電話（017-762-7818）もしくは豊産管理株式会社のHPでご確認ください。

[www.housan.co.jp/](http://www.housan.co.jp/)

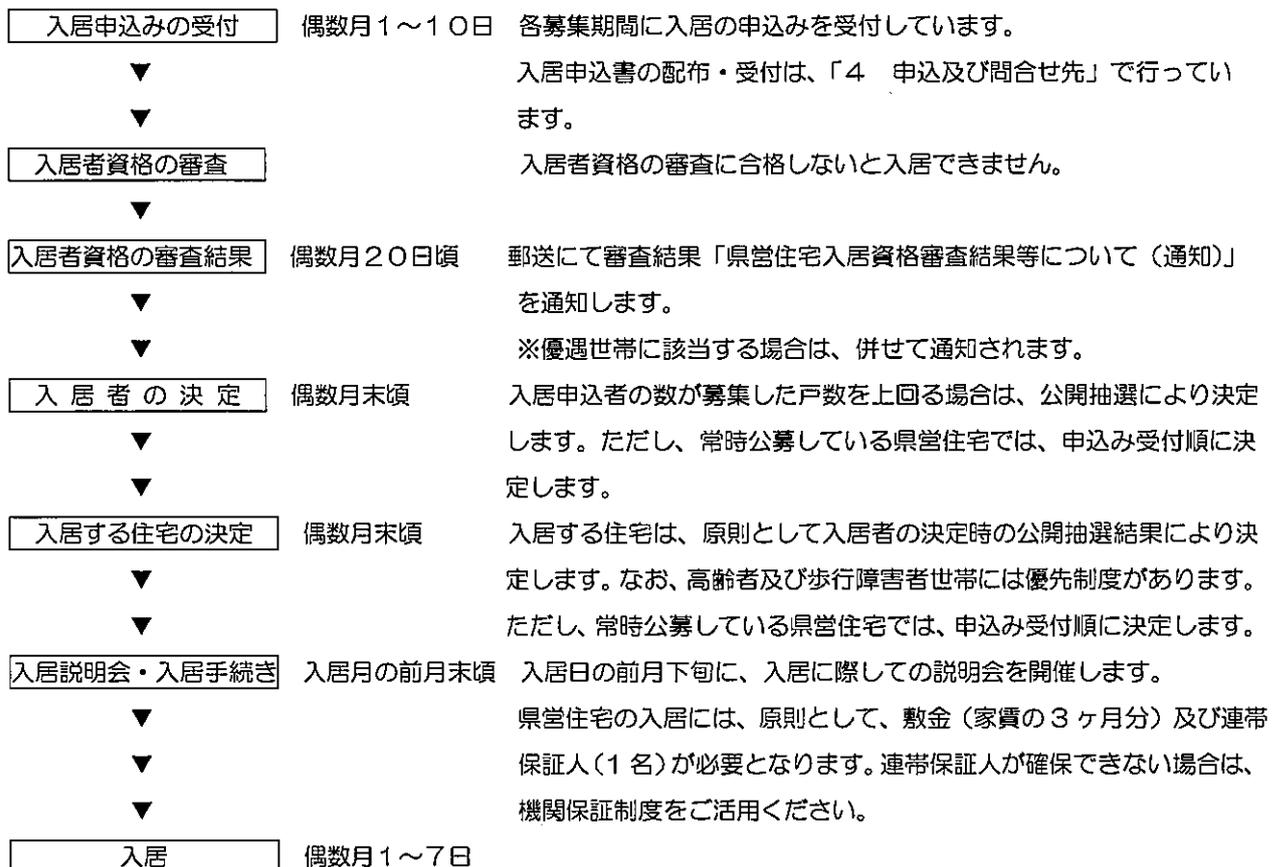
[www.housan.co.jp/kenjyuu.html](http://www.housan.co.jp/kenjyuu.html)

※入居申込みは、その募集の都度、必要となります。

※申込書類に不備があった場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

※常時公募している住戸もあります。

## 《入居申込みのフロー》



県営住宅等一覽表(青森地区)

団地名 (所在地)	棟番号	建設年度	建築構造	住宅形式	階	住戸専用 面積 (㎡)	戸数	家賃月額 (円)				入居申込可否			浴室設備	ガス
								一般階層①～④ 築年階層①～⑥	収入分位①～④	収入分位⑤～⑥	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯			
※1 野木和 (大字羽白字沢田)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	S55 57 58 59	中耐4階建	3LDK	1	74.5	30	22,500～35,100	38,400～46,300		×	×	○	有		
	1 2 6 7 8 16 17 18 22 23 24 25 29	H9 10 11 12 13	木造平屋建	2LDK	-	64.0	26	20,000～30,800	34,000～40,600		×	×	○	有		
	3 4 5 9 10 12 13 15 19 21 26 27 28	H9 10 11 12 13	木造2階建	3LDK	-	79.5	26	24,200～37,200	41,100～49,100		×	×	○	有	LP	
幸禰 (幸烟五丁目)	11 14 20 (特公賃)	H10 11 12	木造2階建	3LDK	-	79.5	6	60,000			資格を有している世帯			有		
	A B	H4 5	中耐4階建	3LDK	1～4	77.2	24	17,800～27,500	30,300～36,200		×	×	○	有		
	C D E F G	H5 6 7 8	中耐3階建	3LDK	1～3	72.0	84	24,300～37,700	41,300～49,700		×	×	○	有		
※2 桜川 (桜川五丁目)	B C D	S46 47 48	中耐4階建	3K	1～4	42.1 45.4	104	9,900～16,700	16,800～22,000		○	○	○	無	都市ガス	
	1 2 3 4	H26 28 30 R3	高耐7～9階建	1LDK		41.2～42.4	101	16,400～24,900	28,000～32,800		○	○	○	有		
	イ	S51	中耐4階建	3DK	1～4	51.7	16	12,200～18,800	20,800～24,800		○	○	○	無	都市ガス	
※4 平和台 (大字新城字山田)	ホ	S50	中耐4階建	3K	1～4	57.7	32	13,600～21,000	23,200～27,700		×	○	○	無		
	ト	S51	中耐5階建	3LDK	1～5	61.8	40	14,600～22,500	24,900～29,700		×	×	○	無	LP	
	リヌロオ	S50 51	中耐4階建	3K	1～4	49.7	88	11,700～18,100	20,000～23,800		○	○	○	無		
※5 浜館 (南佃二丁目)	1 4 5	S52	中耐4・5階建	3K	1～5	51.3	54	13,100～20,200	22,400～26,600		○	○	○	無		
	2 3	S52	中耐5階建	3LDK	1～5	61.8	55	15,800～24,300	26,900～32,000		×	×	○	無		
	1 8 9 10 11	S54	中耐4階建	3LDK	1～4	61.8	88	16,100～24,700	27,400～32,600		×	×	○	無	都市ガス	
戸山 (塩沢四丁目・ 赤坂一丁目)	2 3 4 5 6 7	S54	中耐4階建	3DK	1～4	58.5	104	15,200～23,400	26,000～30,900		×	○	○	無		
	14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	S58 59 60 61	中耐3階建	2DK	1	49.5	82	15,400～23,300	26,300～30,800		○	○	○	有	LP	
	25 26 27 28 29 30 31 32	S62 63 H1 2 3	中耐3・4階建	4DK	2～3	73.8	164	23,000～35,800	39,200～47,200		×	×	○	有		
※6 ベイサイド柳川 (柳川二丁目)	A B C	H4 5	高耐11階建	3DK	1～11	65.2～69.6	176	23,300～37,000	39,700～48,800		×	○	○	有	都市ガス	

●単身世帯は、住戸専用面積が55㎡以下の住戸の申込みとなります。 ●3LDK及び4DKについては、3人以上世帯の申込みとなります。

●浴槽(シャワー含む)・給湯器付きは、野木和・幸烟・小柳・戸山・ベイサイド柳川団地のみ ※浴槽・風呂釜・台所用瞬間湯沸し器が必要な方は自己負担で設置

●エレベーターは、小柳・ベイサイド柳川のみ設置

●家賃は、世帯の収入に応じて決定されます。(毎年、所得申告により翌年度の家賃が決定され、所得が多くなると上記家賃よりも高額となる場合もあります。)

※1、6は津波浸水想定区域内に立地、※2、3、5、6は洪水浸水想定区域内に立地、※4のロ・ハ・ニは、土砂災害警戒区域内に立地してあります。詳細は窓口にてお問い合わせください。

## 【参考】

令和6年6月現在  
(単位:円)

## 令和6年度 共益費及び自治会費等

団地名	棟	自治会費	町会費	共益費	その他	駐車場使用料
野木和	1~10		毎月 250	毎月 500	自動車協力会費 毎月 350/1台	1,800 毎月 ~ 1,900
幸畑	1~29		毎月 300		草刈不参加費 1回 1,000 ※年2回実施	500 毎月 ~ 1,700
	A・B・E F・G		毎月 2,000			
	C・D		毎月 1,500			
桜川	B~D	毎月 200	毎月 300	毎月 620	除雪積立費 毎月 400	1,900 毎月 ~ 2,000
小柳	1~4		毎月 500	1,000 毎月 ~ 2,000	除雪費 年間 7,000/1台	毎月 2,500
平和台	イ~オ		毎月 3,200		自動車保管場所 管理組合費 毎月 1,000	1,500 毎月 ~ 1,600
浜館	1~5	毎月 700	毎月 1,000			2,200 毎月 ~ 2,400
南桜川	1~11			毎月 1,000		毎月 1,800
戸山	14~22		毎月 1,500		除雪費 年間 6,000/1台	1,700 毎月 ~ 1,800
	23~32	毎月 3,000 (4~12月のみ)				1,700 毎月 ~ 1,800
ベイスайд柳川	A~C	毎月 300		毎月 2,100		2,200 毎月 ~ 2,300

※団地維持管理状況の変化等に伴い、金額が変更となる場合があります。

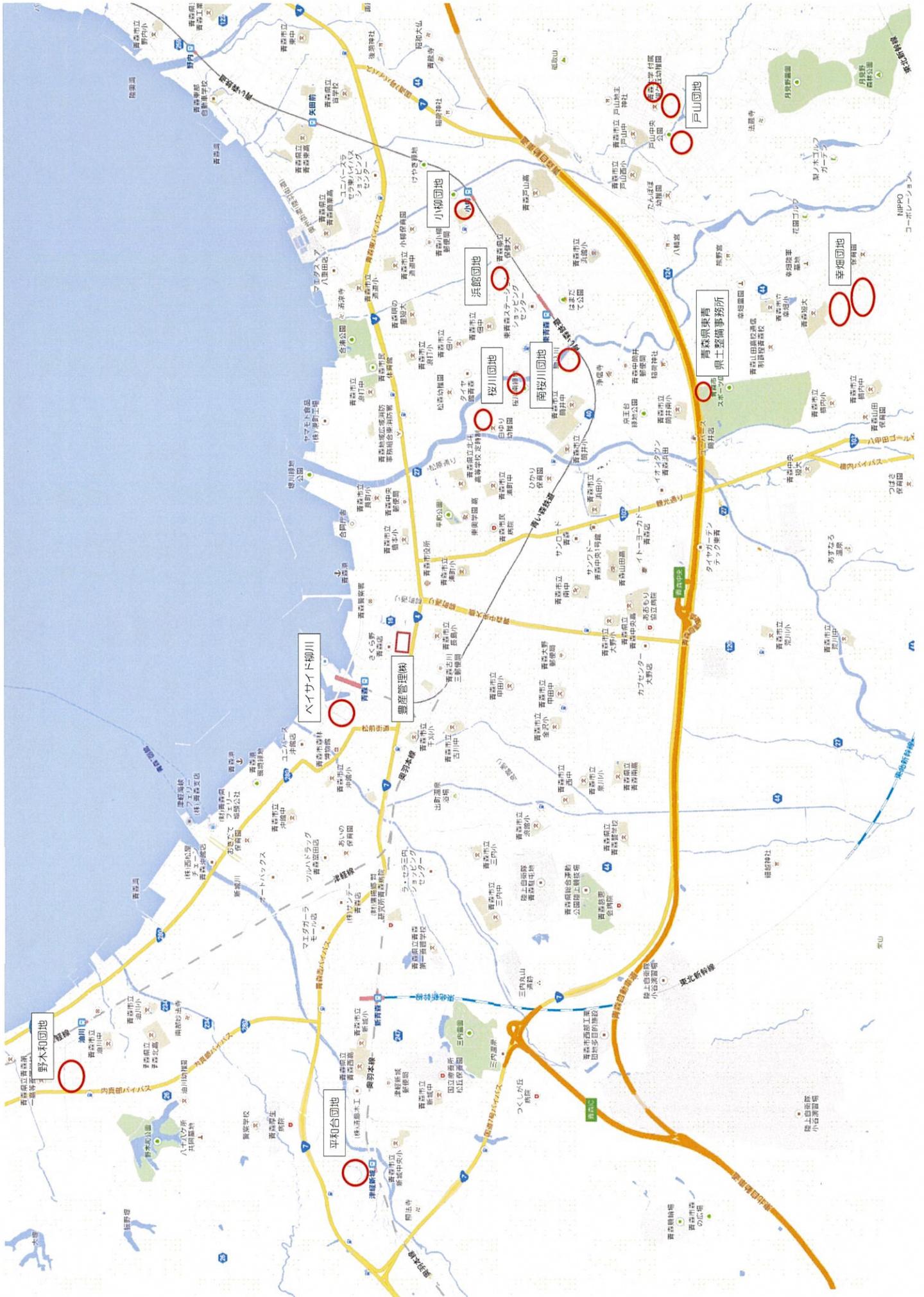
詳しくは入居後に各団地の自治会「町会」又は管理人に確認して下さい。

※共益費及び自治会費等は各団地で各々決められたものです。

※駐車場使用料については、県で定められたものです。

駐車場を利用する場合には、家賃同様に県へ使用料を納入することとなります。

※この表は各団地からの情報提供により作成されたものです。



野木和団地

平和台団地

ハイサイド柳川

豊産管理棟

桜川団地

南桜川団地

法館団地

小柳団地

戸山団地

幸畑団地

青森県庁  
県土整備事務所

## 公開抽選における優遇・優先制度について

### (1) 優遇抽選制度

入居者を決定する公開抽選では、優遇世帯として申込みした方の当選倍率が、優遇世帯以外の世帯の2倍となるように優遇されます。

### (2) 優遇世帯

世帯名	要件
高齢者世帯	60歳以上の者であって、現に同居し若しくは同居しようとする親族がない者又は同居親族等が次のいずれかに該当する者のみからなる世帯 ① 配偶者 ② 18歳未満の児童又は生徒 ③ 次項に規定する心身障害者 ④ おおむね60歳以上の者
障害者世帯	入居者又は同居親族等が、次のいずれかに該当する世帯 ① 戦傷病者手帳を交付されている者 ② 4級以上の身体障害者手帳を交付されている者 ③ 療育手帳を交付されている者 ④ 精神的障害者保健福祉手帳を交付されている者
歩行障害者世帯	入居者又は同居親族等が歩行障害者で、当該障害の程度が障害者世帯の①又は②のいずれかに該当する者の世帯
ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等に該当する者の世帯
子育て世帯	同居親族等に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯（母子・父子世帯を除く）
母子・父子世帯	配偶者のない女子又は男子が、現に20歳未満の子を扶養している世帯
若者夫婦世帯	夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のみの世帯であって、そのいずれかが40歳未満であるもの
引揚者世帯	入居者又は同居親族等が、永住する目的で帰国した中国残留邦人等の世帯
DV被害者世帯	入居者又は同居親族等が、次の各号のいずれかに該当する世帯 ① 一時保護等が終了した日から起算して5年を経過していない者 ② DV防止法により保護命令を受けてから5年を経過していない者 ③ 女性相談支援センター等より証明書*が発行されている者 ※「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 ④ 女性相談支援センター以外の自立相談支援機関からの確認書*がある者 ※「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」
離職退去者世帯	雇用先からの解雇・雇止めに伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者の世帯
犯罪被害者等世帯	入居者又は同居親族等が、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる者であって、次のいずれかに該当する世帯 ① 犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難となった者 ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者のうち、所定の要件を満たす者
子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	入居者又は同居親族等が、子ども・被災者支援法に規定する支援対象地域に居住していた者の世帯

### (3) 優先入居

当選した世帯のうち、高齢者又は歩行障害者世帯のいずれかに該当する世帯は、他の世帯よりも優先的に、住戸を決定することができます。

《 入居者決定及び入居住戸決定の公開抽選方法 》

想定事例

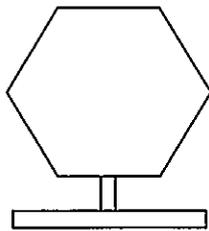
募集戸数	－	4戸	
申込者数	－	6名	
			Aさん：一般世帯
			Bさん：一般世帯
			Cさん：一般世帯
			Dさん：優遇世帯
			Eさん：優遇、優先世帯
			Fさん：優遇、優先世帯

- 【Step1】 入居申込者の当選倍率に應じ、それぞれ当選番号を申込順に設定する。

入居申込者	当選倍率	当選番号
A	1倍	①
B	1倍	②
C	1倍	③
D	2倍	④⑤
E	2倍	⑥⑦
F	2倍	⑧⑨

- 【Step2】 入居者決定の公開抽選を行う。

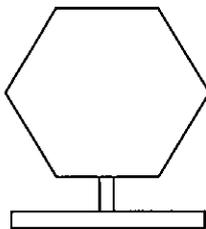
当選番号の記載された抽選玉を抽選器に入れ、当選番号の抽選玉が選定された者を当選者とする。



- ← (1) ①～⑨までの抽選玉をいれる。  
 → (2) 抽選を行う。(卓側で抽選を実施する)
- 1回目 ② Bが当選。
  - 2回目 ⑧ Fが当選。
  - 3回目 ⑨ Fは既に当選したので、再度行う。
  - 4回目 ⑥ Eが当選。
  - 5回目 ③ Cが当選。
  - 6回目 ① Aが補欠1番(当選者が入居辞退、取消の場合のみ入居可)。
  - 7回目 ④ Dが補欠2番(当選者が入居辞退、取消の場合のみ入居可)。

- 【Step3】 優先世帯の入居住戸決定の公開抽選を行う。

番号の記載された抽選玉を抽選器に入れ、番号の若い抽選玉を選定した者から住戸の選定するものとする。



- (1) ①～②(優先世帯の当選者数分)の抽選玉を入れる。
  - (2) 抽選を行う。(当選順に抽選器を回す)
- ※申込者数が募集戸数に満たなかった場合は、申込順に行う。
- 1回目 ② (Fが実施し、2番となる)
- 抽選の結果E Fの順となる。

- 【Step4】 一般世帯の入居住戸決定の公開抽選を行う。

- 【Step3】と同様に行う。
- 1回目 ① (Bが実施し、1番となる)
- 抽選の結果B Cの順となる。